

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の背景

- ✓ 資源エネルギー庁は、家庭、企業等の電気の需要家に対して電気の効率的な利用に資する支援策を実施する小売電気事業者に対する補助を行うことにより、少しでも多くの国民や企業が電気の効率的な利用に取り組むこととなるよう、官民連携して後押しすることを目的として「電気利用効率化促進対策事業」を実施、また、電気及び都市ガスの急激な価格の値上がりによって影響を受ける家計及び企業を直接的に支援することを目的として「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施

検査の状況

1. 電気利用効率化促進対策事業は、令和4年度の歳出予算現額1783億円のうち**1263億円**を5年度に繰越し、5年度に**1017億円の不用**。
電気・ガス価格激変緩和対策事業は、4年度の歳出予算現額3兆1073億円のうち**2兆5346億円**を5年度に繰越し、5年度の歳出予算現額3兆2527億円（補助金）及び235億円（委託費）のうち**5714億円（補助金）**及び**235億円（委託費）**を6年度に繰越し
2. 需要家に付与したポイントの失効率を原則の8%として補助金額を算定した小売電気事業者26者のうち、ポイントの有効期限が到来した2者について、実績失効率により補助金額を試算すると**2億円の開差**【電気利用効率化促進対策事業】
3. 全需要家の**50%**が節電プログラムに参加すると**見込んで予算額を積算**。実際の参加率は低圧**8.2%**、高圧・特別高圧**24.1%**
小売電気事業者が実施した節電プログラムによっては、**節電の達成状況が不明**【電気利用効率化促進対策事業】
4. 行政事業レビューシートで設定していた「本事業への小売電気事業者の参加数」等の成果指標だけでは事業目的を踏まえると**十分とはいえない**【電気利用効率化促進対策事業】
行政事業レビューシートを公表する度に成果目標、成果指標等を変更するなどしており、**成果実績を把握しているかなどについては確認できない**【電気・ガス価格激変緩和対策事業】
5. 両事業の実施に当たり設置した事務局（株式会社博報堂）の事務費は、委託費率及び再委託費率が**50%を大きく超えている**。
委託理由書及び選定理由書に、**委託又は再委託を必要とする理由等が具体的に記載されていないため、その妥当性・適切性が確認できない**
6. 電気・ガス価格激変緩和対策事業の事務局（株式会社博報堂）は、補助金の前払を受けた小売事業者の倒産リスクに備えて信用保証会社と締結した信用保証契約において、実際の補助金の前払交付額を上回る保証希望額により**信用保証料を算定**。
また、事業実施期間中の倒産リスクが極めて小さい大企業も含めて**信用保証料を支払**
7. 電気・ガス価格激変緩和対策事業の前期事務局（5年1月～12月の使用分が対象）と後期事務局（6年1月以降の使用分が対象）の1か月当たりの事務費についてみると、**後期事務局は前期事務局と比べて18.7%**となっており、事務局運営期間の差を考慮したとしても、**大幅に削減される見込み**

所見

- ✓ 前期事務局における信用保証料の要否等について**国民に対する十分な説明責任**を果たすこと（検査の状況6）
〈今後同種の事業を実施する場合には、次の四つの点について留意が必要〉
- ✓ 参加の見込みを適切に把握するとともに、事業の実施に際して、**事業内容の十分な周知、参加しやすい仕組みの整備等**に取り組むこと。
補助金の交付による**効果が発現し**、かつ、当該発現した効果を把握できる制度設計とした上で、事業実施後に**効果を的確に把握して検証**すること（検査の状況3）
- ✓ 事業開始前に、事業目的の達成度を評価するための**適切な成果指標を設定**するよう努めるとともに、事業実施後に、設定した成果指標に基づく**成果実績を適切に把握して評価**すること（検査の状況4）
- ✓ 各事務局における業務の履行体制等を踏まえて、委託費率や再委託費率が大幅に高くなることが見込まれるときには、委託又は再委託の妥当性、適切性等について検証した結果を記録に残すなど、委託又は再委託の**承認プロセスを事後的に検証**できる手続を整備するとともに、承認結果について十分な**説明責任**を果たすこと（検査の状況5）
- ✓ 事業開始前に、事務費の経済的、効率的な執行が可能となるよう、信用保証料の要否等にも留意して補助の方法を含む**事業の実施方法を十分検討**すること。前期事務局と後期事務局の事務費を比較し分析した結果を十分に反映した事務費により事業を実施すること（検査の状況7）

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

(1) 電気利用効率化促進対策事業の概要（本文P675～677）

【事業実施の経緯】令和4年6月に、エネルギーや食料品の値上げを背景に消費者物価が上昇していることなどを踏まえて、消費者向けに、電気の利用効率化を支援し、それを電気料金の負担軽減にも活用できる新たな措置を講ずることを政府が表明

【事業の目的】家庭、企業等の電気の需要家に対して電気の効率的な利用に資する支援策を実施する小売電気事業者に対する補助を行うことにより、少しでも多くの国民や企業が電気の効率的な利用に取り組むこととなるよう、官民連携して後押しする

【事業の内容】節電プログラム促進補助金により、電気の効率利用関連サービスへの登録に対する支援（登録支援）と節電の実行に対する支援（実行支援）を実施

小売電気事業者 が実施する節電 プログラムへの 参加表明を行っ た家庭、企業等 の需要家に特典 を付与	登 録 支 援		実 行 支 援		インセンティブ型 の節電プログラム を通じて一定の節 電量を達成した需 要家に、小売電気 事業者が付与する 特典に上乗せして 特典を付与
	電気の効率利用関連サービスへの登録に対する支援		節電の実行に対する支援		
	インセンティブ型	電気料金型	インセンティブ型		
	小売電気事業者が対価を支払うこ とで需要家に節電を促す取組	小売電気事業者が電力需要のピー ク時に電気料金を値上げするなど の多様な電気料金を設定すること で需要家に節電を促す取組	月間型 令和5年1月から3月までの 節電量を月単位で評価	指定時型 4年12月から5年3月までの 節電量を時間単位で評価	

事業の実施を表明した会議		令和4年第1回物価・賃金・生活総合対策本部		
開催日		令和4年6月21日		
支援区分		登録支援	実行支援	
節電プログラム		インセンティブ型 又は 電気料金型	インセンティブ型	
			月間型	指定時型
支援対象期間		4年8月～5年1月	5年1月～同年3月	4年12月～5年3月
節電プログラム 促進補助金の単価	低圧	2,000円 （1回に限る）	月額 1,000円	20円／kWh（上限）（資源エネルギー庁から電力需給ひっ迫注意報又は電力需給ひっ迫警報が発令された場合は40円／kWh)
	高圧・特別高圧	200,000円 （1回に限る）	月額 20,000円	
予算措置		1783億円		
	年度、会計名及び科目	令和4年度 一般会計	（項）エネルギー需給構造高度化対策費 （目）電気利用効率化促進対策事業費補助金	
	財源の内訳	○新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費		1783億円
事務局		株式会社博報堂		

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

(2) 電気・ガス価格激変緩和対策事業の概要（本文P675～679）

- 【事業実施の経緯】 令和4年10月に、5年春以降の急激な電気料金の値上がりの可能性がある中、その影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するために、電気料金の平均的な**引上げ額を実質的に肩代わり**する額を支援することを閣議決定
- 【事業の目的】 電気及び都市ガスの急激な価格の値上がりによって影響を受ける**家計及び企業を直接的に支援**する
- 【事業の内容】 需要家の使用量に応じた料金の値引きを行った電気及び都市ガスの小売事業者に対して、値引きに必要なとなる原資を補助

対策名等 （閣議決定等）			物価高克服・経済再生実現のための 総合経済対策（閣議決定）	燃料油価格対策等について の会見（内閣総理大臣）	デフレ完全脱却のための 総合経済対策（閣議決定）	酷暑乗り切り緊急支援				
決定日			令和4年10月28日	5年8月30日	5年11月2日	6年6月21日				
補助金の 交付対象期間			5年1月～9月使用分	5年10月使用分以降も継続	6年5月使用分まで	6年8月～10月使用分				
値引支援補助金の単価			5年1月～8月使用分	5年9月～6年4月使用分		6年5月使用分	6年8月、9月使用分	6年10月使用分		
			電気	低圧	7.0円／kWh	3.5円／kWh		1.8円／kWh	4.0円／kWh	2.5円／kWh
				高圧	3.5円／kWh	1.8円／kWh		0.9円／kWh	2.0円／kWh	1.3円／kWh
予算措置			3兆1073億円			7416億円		2123億円		
年度、会計名及び 科目			令和4年度 一般会計 （項）エネルギー需給構造高度化対策費 （目）エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金			令和5年度 一般会計 （項）エネルギー需給構造高度化対策費 （目）エネルギー価格激変緩和対策事業委託費 （目）エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金		令和6年度 一般会計 （項）エネルギー需給構造高度化対策費 （目）エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金		
			財源の内訳			○補正予算（第2号） 3兆1073億円			○補正予算（第1号） 6416億円 ○1000億円（同一の予算科目に属する事業からの予算の融通）	
累計			3兆1073億円			3兆8489億円		4兆0613億円		
事務局			株式会社博報堂			デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社				

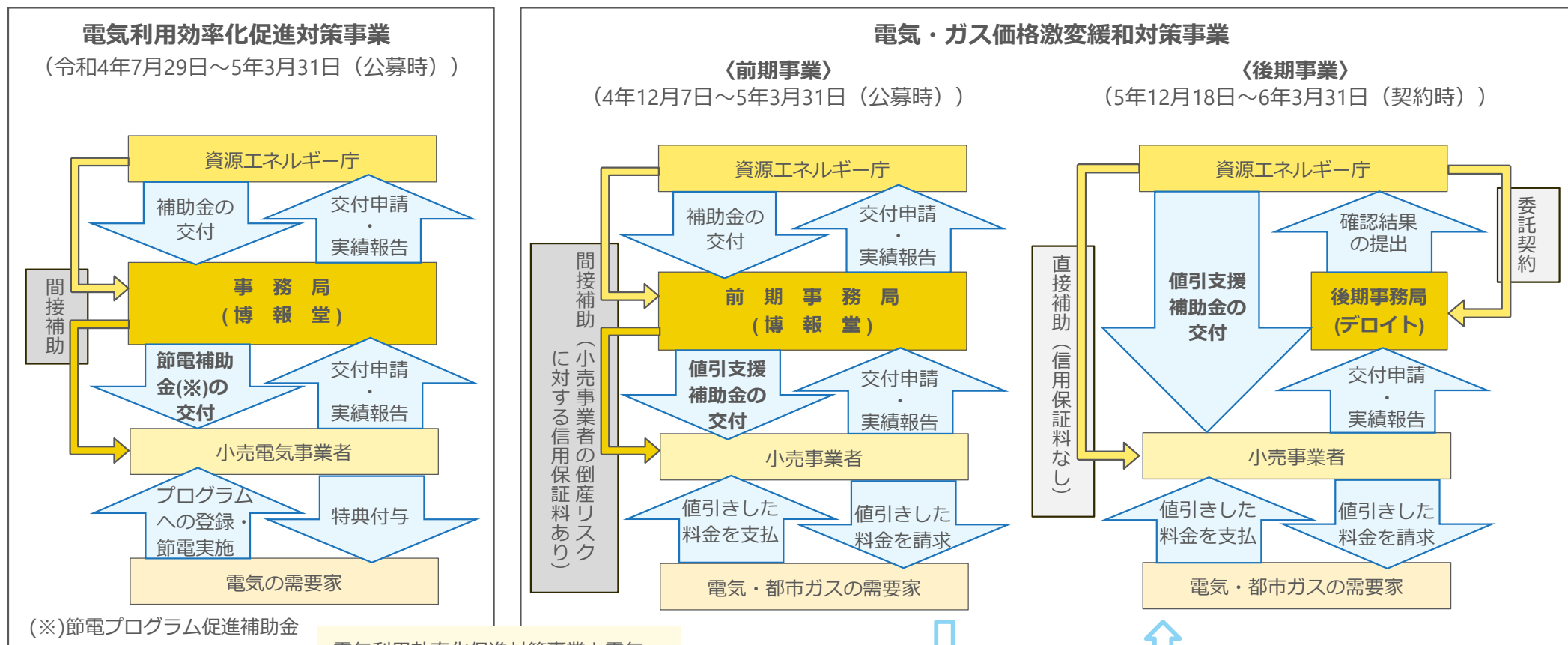
（注）値引支援補助金の単価について、都市ガス分は省略

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

事業実施体制の概要

（本文P679～681）



(※)節電プログラム促進補助金

電気利用効率化促進対策事業と電気・ガス価格激変緩和対策事業の前期事業は、ともに間接補助で実施

資源エネルギー庁は、引き続き間接補助により実施すると、信用保証料（※）の額が増加することなどから、6年1月使用分に対する支援から直接補助に変更

※小売事業者が倒産するなどした場合に補助金返還の義務を負担する可能性がある事務局が当該負担に備えて支払うもの（後掲「検査の状況 6 電気・ガス価格激変緩和対策事業における信用保証料」参照）

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況 1 予算の執行状況

(1) 電気利用効率化促進対策事業（本文P682～684、687～688）

（単位：億円）

	年度	歳出予算 現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額
補助金	4	1783	520	1263	-
	5	1263	246	-	1017
	計		766		1017

多額の繰越額、不用額が発生した理由

4年度から5年度への1263億円の繰越理由は小売電気事業者からの実績報告書の提出が遅れたこと、5年度1017億円の不用理由は節電プログラムへの参加率が**目標の50%を大幅に下回ったこと**による（下図及び後掲「検査の状況 3 効果の発現状況（1）電気利用効率化促進対策事業①」参照）

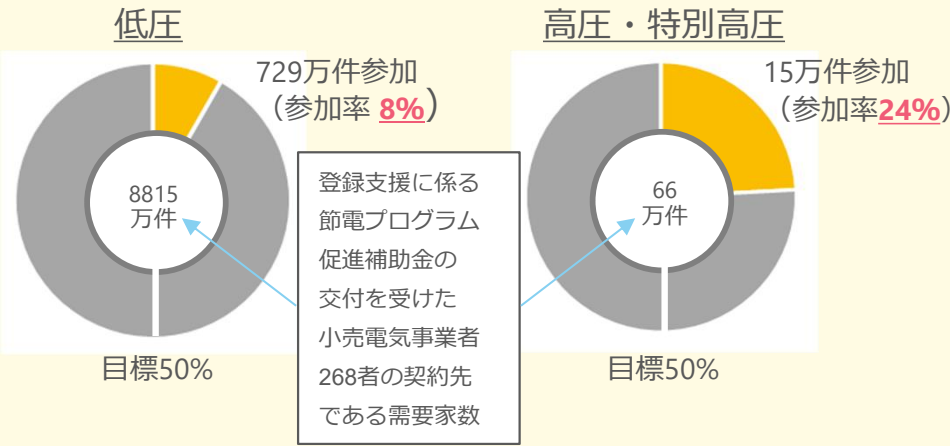
(2) 電気・ガス価格激変緩和対策事業（本文P691～692）

（単位：億円）

	年度	歳出予算 現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額
補助金	4	3兆1073	5727	2兆5346	-
	5	3兆2527	2兆6812	5714	-
	計		3兆2539		-
委託費	5	235	-	235	-
合計			3兆2539		-

多額の繰越額が発生した理由

繰越理由は、4、5両年度ともに、年度内に小売電気事業者が値引を行うための**必要額を見込むことが困難**であることが判明したことなどから、事業を完了できなかったため

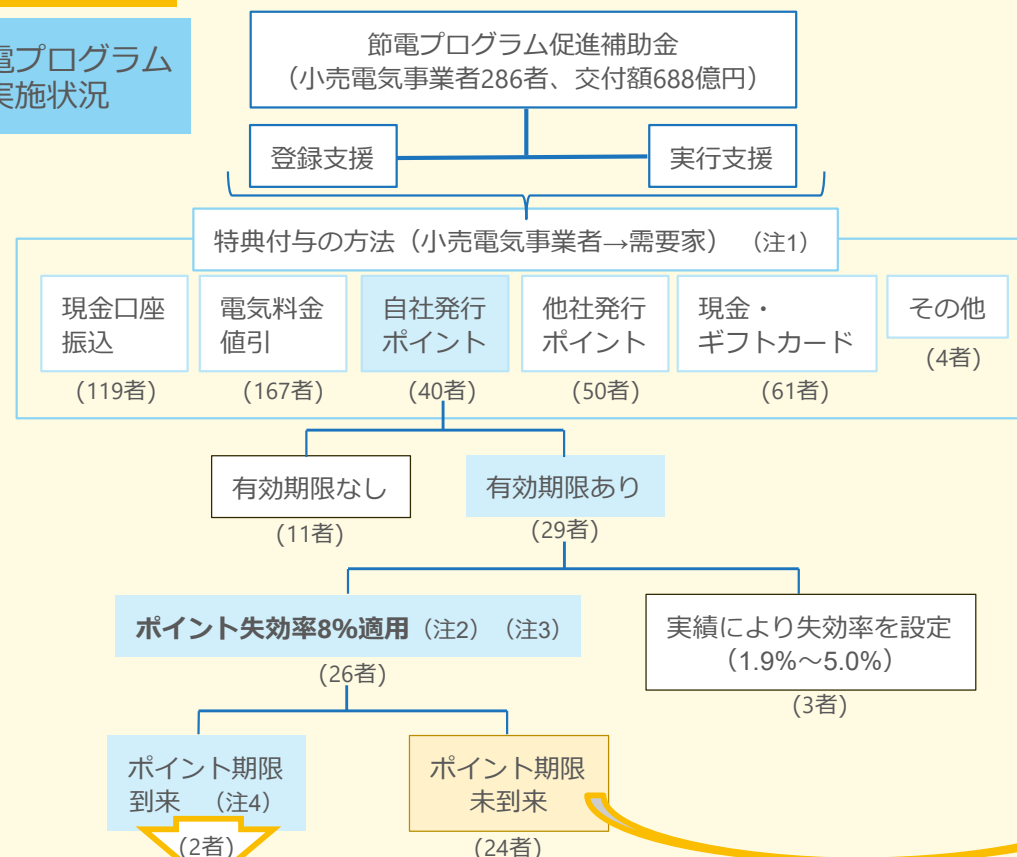


4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況2 電気利用効率化促進対策事業における節電プログラム促進補助金の交付状況（本文P684～686）

節電プログラムの実施状況



(注1) 複数の方法で特典付与を行っている小売電気事業者がある

(注2) ポイント失効率：付与されたポイントを需要家が利用しないまま失効する割合

(注3) ポイント失効率8%：事務局が定めた公募要領において、有効期限のある自社発行ポイントを付与する場合は、原則として失効率8%を適用して補助金の額を減額することとされている。マイナポイント事業の失効率8%が参考

(注4) 原則、実績失効率の確認及びこれに基づく精算は行われない

ポイント期限未到来の24者についても、開差が生ずるか否かを含めて、補助金の滞留が発生しているか確認するなどして、今後の事業の実施に生かすことが重要

実績失効率を確認したところ、1者は0%、もう1者は**18.1%**

- ✓ 実績失効率が8%を上回った場合、その上回った分の補助金が小売電気事業者に滞留
- ✓ 2者の補助金額を実績失効率により試算すると計18億0559万円となり、交付額計20億2786万円と**2億227万円の開差**

本件のような事態については、別途「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として、令和5年度決算検査報告に掲記（「消費者還元補助事業のように見込みの数値により補助金の額を確定する事業の実施について」（令和6年10月24日の公表文参照））

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況3 効果の発現状況

（1）電気利用効率化促進対策事業①（本文P687～688）

節電プログラムへの参加 資源エネルギー庁は、小売電気事業者が提供する節電プログラムへの需要家の参加率の目標を**50%**と設定



需要家の参加率の実績は、低圧**8.2%**、高圧・特別高圧**24.1%**と**目標を大幅に下回っていた**

電気利用効率化促進対策事業②（本文P689～691）

効果の把握 登録支援に係る節電プログラム促進補助金の交付を受けた小売電気事業者における節電の達成実績は、インセンティブ型（月間型又は指定時型）の場合、事務局に報告することになっていて、資源エネルギー庁等は節電の達成実績を把握



インセンティブ型（月間型又は指定時型）以外の節電プログラムの場合、節電の達成実績を事務局に報告することになっていなかったため、資源エネルギー庁等は、**節電の達成実績を把握していなかった**

所見

参加の見込みを適切に把握するとともに、事業の実施に際して、**事業内容の十分な周知、参加しやすい仕組みの整備等**に取り組むこと補助金の交付による**効果が発現し**、かつ、当該発現した効果を把握できる制度設計とした上で、事業実施後に**効果を的確に把握して検証**すること

検査の状況4 成果指標の設定状況

（1）電気利用効率化促進対策事業（本文P686～687）

成果指標の設定及び実績 短期アウトカムを「本事業への小売電気事業者等の参加数」と設定し、目標値300者に対して成果実績は290者、長期アウトカムを「本事業に参加した小売電気事業者等において、事業終了後も節電プログラムを実施している事業者数の割合」と設定し、目標値80%に対して成果実績は61%としていた



少しでも多くの国民や企業が電気の効率的な利用に取り組むこととなるよう、官民連携して後押しすることを目的としていることを踏まえると、上記の成果指標だけでは十分でなく、節電プログラムへの**参加表明を行った需要家数や達成した節電量も成果指標として設定し、適切に把握することにより**、事業目的の達成度の評価等に資することができると考えられる

（2）電気・ガス価格激変緩和対策事業（本文P693～695）

成果指標の設定 資源エネルギー庁は、令和4年度行政事業レビューシートを4年11月に公表。5年9月に公表した令和5年度行政事業レビューシートでは、理由を明らかにせずに**成果目標及び成果指標を変更**
また、同年11月及び12月に成果指標等を変更するなどして差し替え



資源エネルギー庁は、行政事業レビューシートを公表する度に成果指標等を変更していて、成果実績については前年度の仮の成果実績しか示しておらず、同庁が**成果実績を把握しているか、目標値を達成しているかは確認できない**

所見

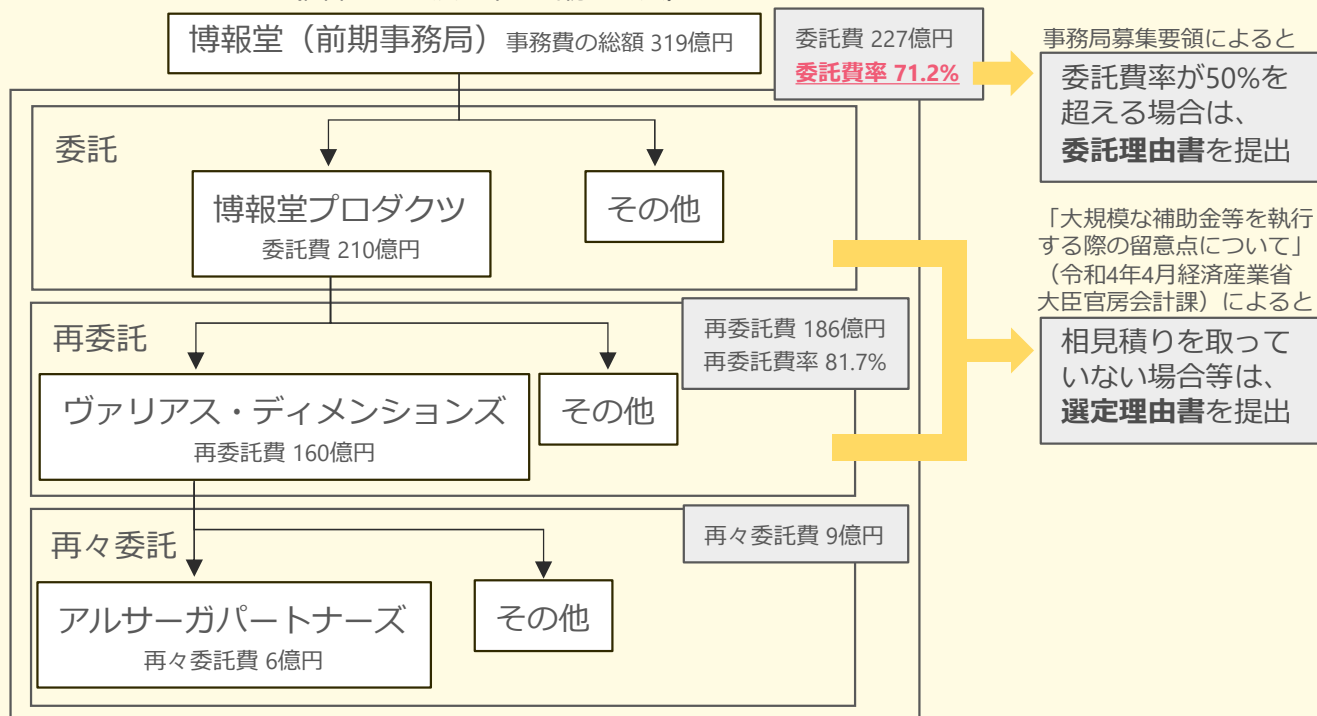
事業開始前に、事業目的の達成度を評価するための**適切な成果指標を設定**するよう努めるとともに、事業実施後に、設定した成果指標に基づく**成果実績を適切に把握して評価**すること

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況 5 事務局における業務の履行体制（本文P695～702）

業務の履行体制 電気・ガス価格激変緩和対策事業〈前期事業〉の例 （図中の金額及び率は当初ベース）



- ✓ 委託理由書及び選定理由書には、委託又は再委託を必要とする理由等が具体的に記載されていないため、その妥当性や適切性が確保されているか、相見積りを取らないなどして選定した委託先又は再委託先の選定理由の説明が妥当であるかが確認できない
- ✓ 委託費率が71.2%と、委託の理由を明確にする必要のある基準値である50%を大きく超えているのに、資源エネルギー庁が委託又は再委託を問題ないと判断した経緯について記録が残されていない

（注1）委託先、再委託先、再々委託先は、委託費等の金額が最も多い委託先等名を記載している。

（注2）電気利用効率化促進対策事業の委託費率は83.5%、再委託費率は84.2%（いずれも当初ベース）

所見 各事務局における業務の履行体制等を踏まえて、委託費率や再委託費率が大幅に高くなることを見込まれるときには、委託又は再委託の妥当性、適切性等について検証した結果を記録に残すなど、委託又は再委託の承認プロセスを事後的に検証できる手続を整備するとともに、承認結果について十分な説明責任を果たすこと

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況6 電気・ガス価格激変緩和対策事業における信用保証料（本文P702～706）

前期事務局における事務費の増加要因

（単位：億円）

経費区分	公募提案時の 補助金交付 見込額 (A)	交付決定時の 補助金交付 見込額 (B)	差額 (B) - (A)	主な理由
①事業費	3兆2156	3兆0753	△1402	5年9月使用分の値引 支援補助金単価半額
②事務費	217	319	102	
人件費等	26	31	5	
その他諸経費 （信用保証料等）	2	53	51	信用保証料等の増額
一般管理費（注）	2	6	4	信用保証料等の増額
委託・外注費	186	227	41	運営期間延長
計 ①+②	3兆2373	3兆1073	△1300	

（注）一般管理費は、人件費等、その他諸経費の計に8%を乗じた額

補助金の前払を受けた小売事業者が需要家への値引きを行う前に倒産すれば、博報堂は小売事業者に対して値引原資に充当されなかった分の補助金の返還を求め、国へ返還することになるが、博報堂は小売事業者から返還されない場合に備えて、中小企業の小売事業者100者につき、1者当たり200万円、計2億円の信用保証料を想定

資源エネルギー庁は、大企業である小売事業者から早期支払の要望を受けて博報堂に柔軟な対応を指示し、これを受けて博報堂は大企業分も含めて信用保証料を53億円に増額（6年4月までの支払実績は18億円）

信用保証料の算定方法

（算定式） 信用保証料 = 保証希望額 × 保証料率（注） × 保証日数 ÷ 365日

（注）保証料率については、信用保証契約の対象となる小売事業者の倒産リスクに基づいて信用保証会社が決定しており、大企業に比べて中小企業の方が高い傾向

信用保証料の算定状況

前払交付額と保証希望額との比較

この期間、最大見込みの1月使用分に係る前払交付額を基に保証希望額を算定し、そのまま前払交付額に応じた減額をしていなかった

使用年月 (令和5年)	前払交付額 (A)	保証希望額 (B)	差額 (B) - (A)	差額に係る 信用保証料
1月	2316億円	2323億円	6億円	20万円
2月	2049億円	2323億円	6億円	50万円
3月	1767億円	2323億円	274億円	2140万円
4月	1498億円	2323億円	555億円	4480万円
5月	1430億円	2323億円	824億円	6440万円
6月	1731億円	1786億円	55億円	440万円
7月	1861億円	1941億円	80億円	640万円
8月	1768億円	1941億円	80億円	620万円
9月	757億円	1846億円	77億円	620万円
10月	733億円	736億円	△21億円	△110万円
11月	851億円	710億円	△141億円	△1130万円
12月	1137億円	710億円	△427億円	△3440万円
		710億円	△427億円	△3220万円
計	1兆7904億円		945億円	7560万円

前払交付額を上回る保証希望額により信用保証料を算定

実際に支払った信用保証料との差（試算額）

（注1）表中の金額は、値引支援補助金の交付額上位10者（電気、都市ガスの各上位10者）のうち前払により交付を受けていた8者の合計

（注2）前払交付額は使用年月の翌月中旬に支払われるが、信用保証契約の対象となる期間は月初から月末までの1月単位で設定。そのため、連続する2月のうち前払交付額が高い方を基に保証希望額を算定。図表中の「差額(B)-(A)」は、保証希望額の各欄と重なる2月の前払交付額のうち、金額が高い方の前払交付額を用いて算定

（注3）「差額に係る信用保証料」は10万円未満を切り捨てて表示

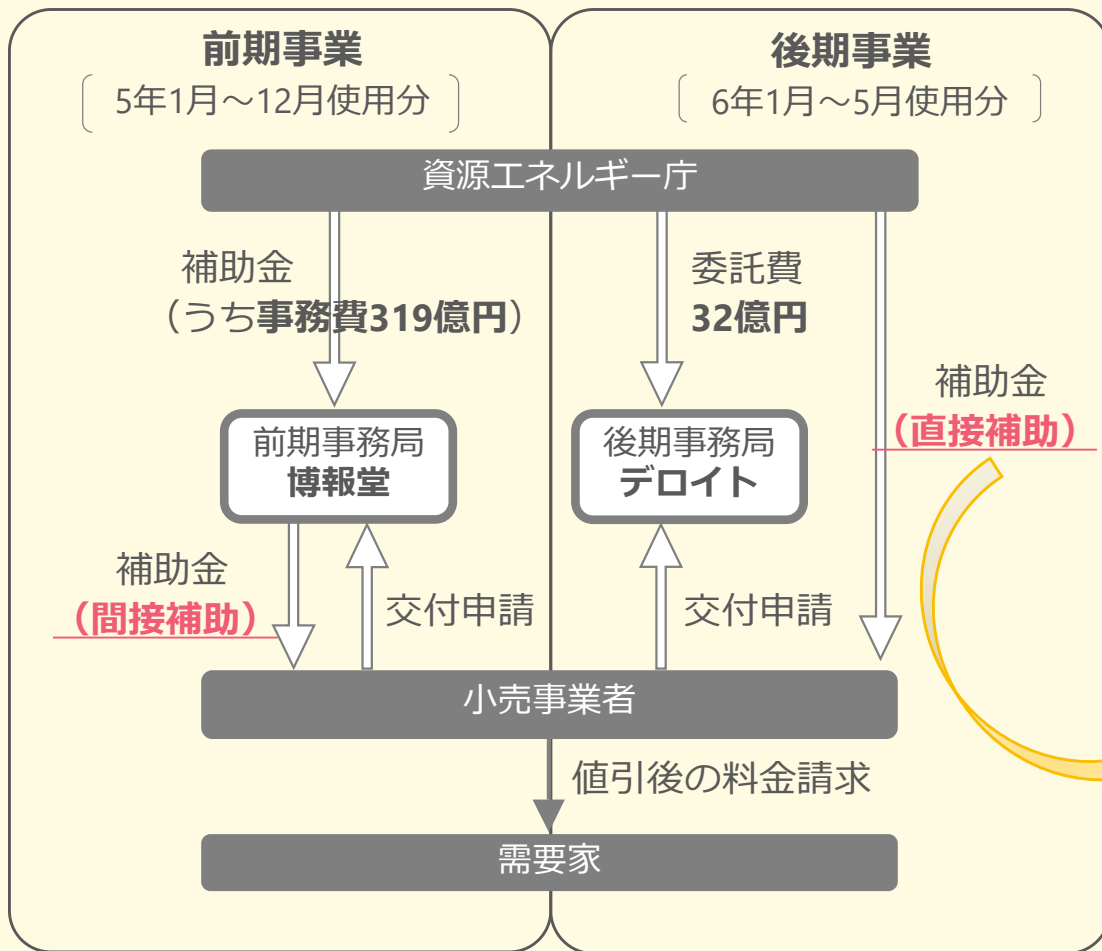
所見 前期事務局における信用保証料の要否等について国民に対する十分な説明責任を果たすこと

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況 7 前期事務局と後期事務局の事務費の比較（本文P707）

前期事業と後期事業の補助の方法



前期事務局と後期事務局の事務費の比較

区分	前期事務局	後期事務局
事務費	319億7576万円 (交付決定ベース)	32億7800万円 (契約ベース)
事務局の 運営期間	4年11月～6年8月 (22か月間)	5年12月～6年11月 (12か月間)
1か月当 たりの事務費	14億5344万円	2億7316万円 (前期事務局の 事務費に対する 割合18.7%)

- ✓ デロイトは、前期事業において、博報堂から委託を受けて制度設計業務を行っていたことから、前期事業の制度内容を把握等
- ✓ 後期事務局の1か月当たりの事務費は、前期事務局と比べて大幅に削減される見込み
- ✓ 前期事業を間接補助の方法により実施したことで多額の信用保証料が計上されることになり、前期事務局の事務費が多額（前掲「検査の状況 6 電気・ガス価格激変緩和対策事業における信用保証料」参照）
- ✓ 後期事業では直接補助の方法に変更したことにより、信用保証料が不要（国がリスクを負う）となり、事務費が削減される見込み

所見

事業開始前に、事務費の経済的、効率的な執行が可能となるよう、信用保証料の要否等にも留意して補助の方法を含む事業の実施方法を十分検討すること

前期事務局と後期事務局の事務費を比較し分析した結果を十分に反映した事務費により事業を実施すること